

(環境省暫定仮訳 デンマーク法案)

「遺伝資源の利用から生ずる利益の配分に関する法律提案」

第1条 本法律の目的は、遺伝資源を提供する者とその利用のために重要な意味を持つ伝統的な知識を持つ当事者らとの、遺伝資源の利用から生ずる利益の配分を確実にすることである。

第2条 本法律において、遺伝資源とは、生物の機能的遺伝特性、及び遺伝子発現または生物内の物質代謝の結果としての自然に存在する生化学物質をいう。

第2項 利用とは、遺伝資源の組成物の遺伝的及び／又は生化学的な研究開発をいう。この中には、バイオテクノロジーの利用を介した場合も含める。利用とは、さらに遺伝資源に基づいた製品のさらなる開発とマーケティングをいう。

第3条 遺伝資源の利用は、これらの資源が提供国における遺伝資源へのアクセスに関する法律に違反して取得されたときは、禁じられる。

第4条 遺伝資源の利用は、その利用が先住民の伝統的知識に基づくものであり、その知識が利用される遺伝資源や伝統的知識の提供国の法律に違反して取得された場合、禁じられる。

第5条 環境大臣は、3条と4条の禁止事項が守られることを確実にするために従うべき手続きや基準についての規則を定めることができ、そこにはそのような事柄のデータ化についての規則も含まれる。

第6条 環境大臣は、デンマークの野生生物からの遺伝資源収集の報告（使用目的に関する情報を含む）に関する規則を定めることができる。環境大臣は、これが電子上で行われることを決めることもできる。

第7条 環境大臣は、同法及び同法に基づく規則が遵守されていることを監督する。

第8条 環境大臣又は大臣によって権限を付与された人物は、正当な身分証明書によって、同法及び同法に基づく規則において委ねられた権限を行使するため、法的許可なく、公的及び私的建造物へのアクセスができる。

ただし、可能な限り、所有者または利用者への事前の通知がされる。

第2項 第1項は、私的住宅のみに使用される建物および建物の一部には、これを適用しない。

第3項 企業の査察に際し、所有者および職員は、要請がある場合、行政機関に対して必要な案内や支援を提供しなければならない。

第9条 環境大臣は、本法で大臣に帰属する権限を行使するため、同省で設立された行政機関又は関係する大臣との交渉のもと他の行政機関に権限を与えることができる。

第2項 大臣は第1項の命により下された決定への不服申し立てに関する規則を定めることができ、そこには決定が不服申し立てされることができないということも含む。

第3項 大臣はさらに他の国の行政機関が当該大臣との交渉後付与された第1項による権限の行使に関する規則を定めることができる。

第10条 政府は、同法の目的の達成のため外国と共通の措置について、協定を締結することができる。

第2項 環境大臣は、第1項規定による国際的に締結した協定の実施のための規則を定める。

第3項 環境大臣は、デンマークにおいてこの法律に定めるものに関する欧州連合（EU）規則の適用のために必要な規則を定めることができる。

第4項 環境大臣は、本法律分野内の、欧州連合（EU）指令および決定に準拠するための規則を定める。

第 11 条 他の法律によってより重い罰則が課されていない限り、第 3 条と第 4 条に違反したものに対して罰金刑が与えられる。

第 2 項 違反が故意又は重大な過失でなされた場合、また違反により当該者自身または他者への経済的利益が達成または意図されている場合、罰則は 2 年までの禁固刑に引き上げることができる。

第 3 項 同法に基づく規則では、規則の違反に対する罰金を定めることができる。

第 4 項 会社等（法人）には、刑法第五章の規定の下で刑事責任を課すことができる。

第 5 項 犯罪によって得られた収益の没収がない場合は、追徴金も含めた罰金の割り当てには、達成されたか、目された経済的利点の大きさを考慮に入れなければならない。2 条参照のこと。

第 6 項 刑事責任の時効は 5 年である。

第 7 項 本法や本法のもとに発布された規則の違反に関する件は、手続法（Danish Administration of Justice Act）の規則にしたがって捜査を行うことができる。

第 1 2 条 同法の施行は、環境大臣が告知することによって定める。

第 1 3 条 同法は、フェロー諸島とグリーンランドには適用されない。

全般的なコメント（抜粋）

本法案の背景

本法案は、遺伝資源へのアクセスおよび生物の多様性に関する条約の遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結国に課せられた要求を遂行する。本提案はデンマークが議定書を批准することを確実にするためのものである。

本法案は、合意条件の遵守を確保する規則を含み、一方、合意された条件の遵守は、契約違反に対しては、裁判所において取り決め、違反の民事訴訟として処理されるべきである。

本法案の主な内容

デンマークは、生物多様性条約の批准によりデンマークの遺伝資源の収集のためには、事前の承認を要求としない、と宣言した。これに関しては、変わる予定はなく、したがって事前の承認を必要とする提供国向けの議定書の規定を遂行する必要はない。これは、例えば6-8条のことである。

反面、野生種の遺伝資源の収集のためにレポートシステムを導入することが提案されている。このことは、さらに先の過程においてそれらを認識できる、これらの資源についての情報を提供することを可能にし、すなわちその結果、事前許可を必要とする国々から来た遺伝資源と同じようにトレースすることができ、それらの法的地位は、名古屋議定書で作成されたグローバル・"クリアリングハウス"に報告される可能性がある。議定書は、事前許可を必要とする国々のため"クリアリングハウス"に彼らの許可に関する情報を提供することを定めている。こうすることにより資源をトレースすることができ、法的地位は、資源の使用の後の過程において証明される。

本提案はさらに議定書が利用国に要請する規則を含んでいる。これら要請の主な内容は、利用国が遺伝資源の原産国の法に違反して使用されていないことを確実にするというものである。したがって本提案は、遺伝資源や遺伝資源国における遺伝資源に関連する伝統的知識へのアクセス関連規則を反映する禁止事項を含んでいる。

議定書は、各国で遺伝資源に基づいた製品の研究、開発または営業に使用される遺伝資源の法的地位に関する情報収集の少なくとも1つのチェックポイントの設立要請を含んでいる。デンマーク特許法の中では、特許出願の告知において、特許出願の基礎を形成する遺伝資源の原産国を出願者が通知するように、という規定がある。この規定は、議定書が要請する情報は、グローバルな"クリアリングハウス"に確実に報告されるよう拡張される。さらに、チェックポイントをもっと設立するよう要請され、デンマークで使用される遺伝資源は、原産国の法律に準拠するように確保される。

法律提案は、遺伝資源を使用する施設や企業へ新しい要請を提起してはいない。というのは、施設や企業は既にそれらが利用する遺伝資源を調達する国の領域内にあるという規則を反映するデンマーク法における制裁が導入されているからである。

政府部門の財務および行政に及ぼす影響

国は、議定書のもとにある国際登録へチェックポイントから送られる情報を報告するため、そして、デンマークの企業や施設が原産国の法律を犯したと信じるに値する当該国からの問い合わせを追跡するための費用の増加を被る。

政府部門の財務および行政に及ぼす影響

国は、議定書のもとにある国際登録へチェックポイントから送られる情報を報告するため、そして、デンマークの企業や施設が原産国の法律を犯したと信じるに値する当該国からの問い合わせを追跡するための費用の増加を被る。

本法案の個別規定についてのコメント

§ 1 関連

本法は、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書と同様、遺伝資源の原産国との、遺伝資源の利用において生じる利益の公正かつ衡平な配分を確保することを目的としている。これにより資源の持続、生物多様性の保全および持続可能な自然利用に貢献する。 § 2 関連

生物多様性条約が含意する遺伝素材の定義を 1 条の規定はカバーする。また、生物資源における遺伝子発現や代謝の結果である天然に存在する生化学物質も含む。

2 条の規定は、利用についての議定書定義に対応している。それは、利用する際に遺伝資源の利益が発生し、それ故に、この利益を共有するための必要性が出てくるからである。

§ 3 関連

締約国は資源の原産国の要請が、名古屋議定書の第 15 条に記載されているように、遵守されることを保障するという議定書の要請を、本規定は遂行する。原産国の法律に違反して取得された遺伝資源の利用に関するデンマークの禁止を導入することによりデンマークは、提供国の法体系を反映させることができる。議定書は、当事者が効率的で比例的な規定を導入することを要請している。これは、提供国の規則違反に対応するためである。本規定は、資源利用と資源利用の際の利益の分配について原産国との取り決めを結ぶことを保障する。取り決められた事項の違反は、禁止事項の違反ではないが、提供国の法律次第で、取り決めの完全な不履行は禁止事項の違反につながることもある。

§ 4 関連

名古屋議定書には、先住民の権利の保護のために遺伝資源に関連付けられている伝統的知識保護に関する規定がある。本規定は、議定書の第 16 条で要求されているように先住民族が暮らしている国に存在する先住民族の権利に関する規則を同じように反映する。本規定により、これらの人々と知識や、知識を使用することによる利益の配分をすることを確保する。 § 3 の禁止事項のように先住民族の伝統的な知識に関連して取り決めの完全な不履行は § 4 の禁止事項の違反につながることもある。

§ 5 関連

本規定は、遺伝資源を利用している施設や企業が、利用資源は原産国の規則と一致したところで取得されることを確保するような確立された手順、ルーチンや基準を準備するよう要求することを可能にする。遺伝資源の取引についての要求は、資源の法的地位についての証明が伴わなければならないということを含め細心の注意を払う、という要請を定めることができる。このような規則は、それ自体で提供国におけるアクセスルールが侵されたかどうかを考えるとなしに管理の対象となる。本規定は、いわゆる「デュー・デリジェンス」として予想される EU の法的要件を満たすために提案されている。

§ 6 関連

生物多様性条約を批准する際に、デンマークは、デンマークの遺伝資源の収集のためには事前の承認を必要としない、と宣言している。事前許可は、後程グリーンランドで導入されたが、本法案はデンマークでは、そのような要望の設立を要求していない。本規定は、デンマークでの遺伝資源の収集の通知に関して要請に利用されることがみこまれる。このような通知は、これらの遺伝資源のトレーサビリティを確保するためのデータを提供し、それゆえ、事前許可を必要とする原産国と遺伝資源を用いた際の利益配分を確保するという名古屋議定書の目的遂行を容易にすることができる。収集通知を要求することは、野生生物からの遺伝資源にのみ適用され、それ故、農業や漁業での遺伝資源を利用する育種と繁殖活動への影響はない。

§ 7 関連

本法と本法に基づいて出された規則が遵守されているかどうかの監督は、環境大臣によって行われる。監督は、デンマーク自然局に委任される。監督は、本法と、遺伝資源と遺伝資源につながる伝統的な知識へのアクセスについての規則に関連し違反しているのではないかという提供国からの疑いを受けてチェックポイントに基づく情報を根拠とする。

§ 8 関連

本規定には監督を効果的に実施するために必要なアクセス・ルールが含まれている。1 条と 2 条は、狩猟と野生動物管理法 § 50、1 条と 2 条に対応している。3 条は、自然保護法 § 76、3 条に対応。

§ 9

本規定は、自然局に法律の管理を委任するために使用する。

2条と3条は、環境省の他の法律規定に対応している。本法では、意思決定を生じさせる規定はないが、本法に基づいて意思決定がされるということを含む通知が発行されることもある。本規定は、これが有用であると証明された場合、決定は控訴できない、という可能性を与える。

§ 10 関連

本規定は、例えば名古屋議定書の実施のための共通のデータ収集およびデータの交換のための国際協定の締結と遂行を可能にする。議定書により生物多様性条約事務局の下にいわゆるクリアリングハウスが設立される。

本規定はまた議定書のEU許可に関連して発行される規則の遂行を可能にする。

§ 11 関連

本規定はさらに§ 3および4記載の禁止事項の違反に罰をもっての制裁するための権限を含む。本規定は、環境法令において通例である罰則に対応している。

法律規定の違反は、提供国の遺伝資源の収集およびこれらの資源に関連付けられている伝統的知識の利用に事前許可を必要とするという法律規定を反映しているが、遺伝資源や伝統的知識の利用関連相互合意に違反した際は、民事訴訟となる。しかし、利益分配など利用に関する相互協定の締結に関しての提供国の法律の正式な違反は、§ 3および4記載の禁止事項の違反となる。

§ 12 関連

本法は、デンマークが名古屋議定書を批准し、デンマークが議定書の締約国会議に参加し最初の締約国会議での決定に関与することを確保するために遂行される。

EU全体での議定書の包括的な施行が適切であるが、もしEUが包括的施行の準備が整う前に議定書が施行されたならば、EUでの議定書の施行の前にデンマークの批准が考えられる。

§ 13 関連

本法は、フェロー諸島とグリーンランドには適用されない。